

栃木県知事 福田 富 一 様

2021年1月14日
日本共産党栃木県委員会
委員長 小林 年 治
日本共産党栃木県議団
代 表 野 村 せつ子

2021年度栃木県予算と施策に関する重点要望書

5期目を迎えた福田富一県政の新年度予算の編成にあたり、日本共産党栃木県委員会と同栃木県議団は「2021年度栃木県予算と施策に関する重点要望書」（177項目）を提出します。

1月13日に栃木県は新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域となり、2021年度は新型コロナウイルス感染症の感染爆発から県民のいのちと暮らし、営業を守ることが最優先課題となっています。同時に県民誰もが安心して希望をもって暮らせる栃木県にするための予算と施策が求められます。

菅内閣最初の当初予算となる新年度政府予算案が閣議決定されました。第3次補正予算案と一体の15か月予算と位置付けられますが、コロナ検査の強化策は不十分で、医療機関減収補填もなく、社会保障費の自然増の削減などますます医療・介護を貧しくさせる方向です。一方で、軍事費やデジタル化、国土強靱化の名による大企業支援策の拡充がはかられ、国民・県民の願いとは乖離した予算案となっています。そうしたなかでも地方財政の総額は実質前年度を上回る確保が見込まれ、これを真に県民のいのちと暮らし第一に活かすとともに不要不急の事業を見直し、財源を確保する必要があります。

本要望書は、10月発表の「県政世論調査報告書」で上位にランクされた県民の県政への要望ある高齢者福祉対策、医療対策、防災対策、雇用の安定と勤労者の福祉、子育て・少子化対策、学校教育の充実などをはじめ、幅広い県民各層から寄せられた切実な要望や、国に対する暮らしと平和、外交等の要望なども盛り込みました。なお、新型コロナ対策については、12月14日と1月6日に緊急要望書を提出しておりますが、新年度の要望にあたり合わせて実現を求めます。（一部再掲）

新年度予算と施策に取り入れるとともに、緊急性を要する項目は2020年度補正予算での対応も含めて要望します。「とちぎ未来創造プラン（仮称）」はじめ策定中の各種計画等にも反映するようあわせて要望するものです。

※ 以下の重点要望項目の●印の項目はコロナ対策に関連するものです。

●【1】新型コロナ感染症対策について

1. 新型コロナ感染症の感染抑止と医療提供体制、コロナ禍の暮らしと営業を守る対策、コロナ禍の学校教育対策など各分野におけるコロナ対策を新年度予算編成の最優先課題として位置づけ、県庁をあげて万全の対策を講じること。

2. 医療提供体制について

- (1) 新型コロナ感染症の入院病床、重症者病床の抜本的増床をはかること。
- (2) コロナ陰性となったがなお治療・療養が必要な患者(後遺症含む)の転院先病床確保に全力をあげること。転院調整を行う仕組みをつくること。また受け入れに協力する医療機関への支援金を支給すること。
3. 宿泊療養施設を感染者数に応じて随時増室し、市町と協力して稼働に必要なマンパワーを確保すること。
4. 保健所体制の抜本的強化をはかること。臨時的配置にとどめず、新年度からは恒常的な体制として増員すること。
5. 検査の拡大について
 - (1) 感染急拡大の地域において、無症状の感染者を特定し隔離・保護していくために、従来の積極的疫学調査および接触者への検査に加え、住民を対象とした大規模で集中的な「面的検査」を実施すること。
 - (2) 多数の利用者がいる学校、施設、事業所等で陽性者が確認された場合、接触者に限定せず利用者全体に範囲を広げて検査を実施すること。
 - (3) 医療機関、高齢者施設、障害者施設、保育所等施設での定期的 PCR 検査(社会的検査)に県の責任で踏み出すこと。
 - (4) 検査費用は全額国庫とするよう国に負担を求めること。それまでは市町の協力を得ながら県が負担すること。
6. 保健環境センター(地方衛生研究所)の人的体制、PCR 検査機器を増強すること。
7. 新型コロナ感染症対応の医療機関および医療従事者への県協力金を増額し、新年度も実施すること。
8. 国にすべての医療機関、保険薬局の減収補填、すべての医療従事者への特別手当の支給を行うよう求めること。
9. 国に持続化給付金、家賃支援給付金の継続を求め、より使いやすく改善し、複数回給付するよう求めること。雇用調整助成金のコロナ特例を2月以降も縮小せず継続するよう求めること。
10. 人の移動、外出の減少により休業を余儀なくされる店舗、事業者にも休業してもやっつけられる十分な補償を行うよう国に求めるとともに県としても支援すること。

【2】安心の医療・保健

1. 国民健康保険制度について

- (1) コロナ禍の下、国民健康保険証は医療機関受診の命綱となっている。国民健康保険料滞納者の保険証を取り上げ短期保険証、資格証明書交付を行わないこと。
- (2) コロナ罹患の場合も国保傷病手当が受けられるが、申請について周知を徹底し、申請しやすくすること。また対象を給与所得者のみならず自営業、農業の事業主にも拡大すること。
- (3) 18歳までの子どもの均等割を減額・減免すること。
- (4) 国に対し、国保税を「協会けんぽ並」に引き下げするため、一兆円の公費負担を求め

ること。

- (5) 国に対し、国保税負担軽減のため一般会計から国保会計への法定外繰り入れを行う市町への予算削減のペナルティ廃止を求めること。
 - (6) 国に対し、市町の子ども医療費現物給付にたいする国のペナルティを全面的になくすよう求めること。市町のペナルティ分は国民健康保険納付金に加算せず、県負担とすること。
2. 後期高齢者医療制度の被保険者負担の軽減に取り組むこと。国に75歳以上の窓口負担を原則2割にしないこと、低所得者への保険料軽減の継続、国庫負担の引き上げを働きかけること。
 - 3. 地域医療構想はコロナ感染症への対応など急性期の必要病床数を含め現状にかみ合ったものに見直すこと。厚生労働省が公表した公立・公的病院の「再編リスト」は撤回するよう求めること。
 4. 室内の寒暖差によるヒートショックによる突然死や脳心疾患の悪化を防ぐため、風呂場・脱衣場などへの暖房設備、通報装置等の設置を支援する制度を創設し、市町と協力して助成すること。(産業労働観光部)
 5. 短命県返上をめざし、脳疾患、心疾患による死亡を減少させるため、減塩対策を強化すること。公共施設の食堂や学校給食の減塩対策を推進すること。また減塩食を提供する食堂や宿泊施設、減塩食品を開発・販売する事業者等を支援すること。
 6. 疾病の早期発見のため、健診を充実させ、胃カメラ、内臓エコー検査、頸部血管・甲状腺エコー検査等を無料健診メニューに加えること。
 7. 県立岡本台病院の独立行政法人化方針を見直し、病棟更新など老朽化対策を早急に進めること。不足している保護室を増設すること。県直営として十分な財政措置を講じて職員配置と診療体制、患者サポート等を充実させること。
 8. 独立行政法人県立がんセンター、リハビリテーションセンターの機能充実とより良い医療提供、福祉サービス提供のため、県として十分な財政支援をおこなうこと。がんセンターにICU、人工透析機器を整備しそのための人材確保を行うこと。
 9. 県南広域的水道整備事業は、栃木市、下野市、壬生町の水道水源の35%を地下水から南摩ダムが開発した県水に切り替える方針だが、2市1町の住民は地下水100%の水道を維持するよう求めている。住民合意のない事業は中止すること。
 10. 犬猫殺処分ゼロを実現するため、動物愛護団体や獣医師会等と連携してとりくむこと。里親探しのための一時保護所の設置、犬猫の避妊対策への支援制度を創設すること。

【3】安心の子育て環境

1. こども医療費助成制度の対象年齢を中学3年生まで拡大し、市町と協力して県内どこでも18歳まで無料にできるようにすること。小学校6年生まで現物給付を拡大するこ

と。

2. 県単1歳児担当保育士増員補助金の単価増額、食物アレルギー対応給食提供事業補助金の単価増額とすべての保育施設に対象拡大をはかること。
3. 保育所、幼稚園等の給食費（副食費）は保育・教育の一環であるから、副食、主食とも無償にすること。国にたいして副食費を無償とするよう求めること。
4. 保育所待機児の掌握方法について、希望する施設に入れなため待機している子ども待機児数に反映させること。待機児ゼロにするため認可保育園をふやすこと。
5. 保育士不足解消のため、国に保育士全体の賃上げによる待遇改善を働きかけるとともに、県として賃上げの支援制度を創設すること。
6. 児童相談所の体制強化
 - (1) 児童虐待防止対策総合強化プランに対応した児童相談所の体制強化を着実に促進し、2022年度の目標達成を可能とする予算にすること。計画に見合った児童福祉士、児童心理士、スーパーバイザーの育成のための予算を確保すること。すみやかな判定・措置のためにも、職員の心身の健康とスキルアップのための研修派遣を保障する上でもゆとりある体制にすること。
 - (2) 市町を支援し、子ども家庭総合支援拠点等の体制の強化がはかれるようにすること。
 - (3) 県南・県北児童相談所に一時保護所を設置すること。
 - (4) 中核市宇都宮市への児童相談所設置について、財政的にも職員配置においても最大限支援し、市との協議を促進すること。
- 7. こどもの居場所づくりや子ども食堂等の事業予算を増やし、NPO、ボランティア団体等への支援を抜本的に強化すること。コロナ感染対策の備品等の購入や活動形態の変更などを支援すること。
- 8. 放課後児童クラブ(学童保育)において、子どもの安全・安心を守るため職員の複数体制、有資格者の配置など「従うべき基準」に戻すよう国に求め、県として運営と指導員の雇用が維持できるよう支援すること。コロナ感染対策として、備品等の購入を支援するとともに指導員に特別手当を支給すること。

【4】安心の介護・福祉

1. 介護保険について

- (1) コロナ禍のもと、2019年度の介護事業所の平均収支差率が過去最低を記録し、12月初めの時点で倒産件数も介護保険制度の下で過去最多となった。厚労省は新年度からの介護報酬を0.7%引き上げること検討しているが、コロナ対策としての時限的な措置も含まれており、現場の疲弊を打開するには程遠い。介護報酬の大幅な引き上げを求めること。
- (2) 介護従事者の給与が全産業労働者平均よりも月額9万円も低いと指摘されており、人材確保の最大の壁となっている。介護福祉士、介護施設従事者の大幅賃上げのために県

独自の支援制度を作ること。

(3)「総合事業」の対象者が要介護者まで拡大されたが要介護者のどこまで対象者を広げるかは市町の判断とされている。要介護者の「保険給付外し」は行わないこと。

(4)介護保険の保険料、利用料の負担軽減を図ること。

2. 「はつらつプラン21」8期計画の策定にあたって、特養ホーム「待機者ゼロ」の計画を作成し、介護の不安をなくすこと。高齢者の生活実態を勘案し、要介護3以下の高齢者を潜在的待機者として掌握し、入所できるようにすること。

3. 生活保護行政について

●(1)コロナ禍のもとで生活保護は命を守る最後の砦であり、国民の権利である。このことを県民全体に広く周知し、県施設や健康福祉センター、市町の窓口において明記するとともに、窓口に来た人にすみやかに申請書を渡し手続きに入ること。

(2)国に「生活扶助」5%削減をやめ、元に戻すよう求めること。母子加算の削減をやめること、老齢加算の復活を求めること。

(3)全受給者がエアコンを設置できるよう補助すること。生活実態に即して車の保有を認めること。

4. 難病患者、障害者の生活支援に県独自の支援を行うこと。とくに重度障害を持つ人を家族丸ごと支援するピア・サポート事業の拡充をはかり、親身なケアを行う環境を早急に整えること。

5. シングルマザーへの支援を行うしくみを作り、勤労、住居、生活、子育て等を丸ごと支援すること。

6. 2046年度までに7兆円も年金を目減りさせるしくみである「マクロ経済スライド」を廃止するよう国に働きかけること。

7. 県内唯一の視覚障害者を対象とした老人ホームが閉鎖されることになり、入居者の他の施設への移動が始まっている。受け入れる施設に対し、職員増や施設改修費等を補助するなどして、視覚障害者の生活の質が維持できるようにすること。県内一か所以上、視覚障害者専用の老人ホームを確保するため尽力すること。

【5】ジェンダー平等、県民生活の安全

1. DVをなくすため、指導員の養成、市町への配偶者暴力相談支援センター設置に全力をあげること。男女共同参画センター北館の相談体制の充実をはかり、一時保護受け入れのあり方、施設運営のあり方等を被害者本位に見直すこと。

●2. DV被害者支援に取り組む民間団体、NPO等への支援を強化し、運営費等の財政支援を行うこと。新型コロナウイルス対策の備品等の購入や活動形態の変更等を支援すること。

3. 性暴力の根絶をめざし、被害者支援に全力で取り組むこと。とちエールでの24時間相談体制が実施できるよう全面的に支援すること。被害の実態掌握のための調査を実施すること。

4. 女性の地位向上をめざし、県の女性幹部職員の登用計画を抜本的に強化すること。県関係機関にも同様の計画を求めること。民間企業等の賃金、昇級等の格差是正をはかる対策を支援すること。
5. L G B T s（性的指向、性自認）に対する差別と偏見をなくし、県民の理解を促進し、権利を保障するための具体的な対策を講じること。当事者や家族の相談窓口を設置し、支援員を配置し、事務書類等の性別記載欄の削除推進、同性カップルパートナーシップ宣誓制度など結婚支援、性適合治療への支援等、当事者の要望を反映した支援を行うこと。
6. 地震の活発化や地球規模での気候変動に対応し、地域防災計画や災害ハザードマップを見直し、県民生活を守るための抜本的対策を強化すること。気象・地震・火山などの観測体制の抜本的強化を国に求めるとともに、住民への正確な情報提供を行えるよう関係機関との協力・連携を強化すること。
7. 不足している消防力を強化し、消防職員、分署を増やし、救急体制の強化をはかること。消防団と団員の増員・育成を支援すること。
8. 被災者生活再建支援
 - (1) 県被災者生活再建支援制度を拡充し、半壊、準半壊、一部損壊世帯に一定額の支給すること。その額は市町独自の既存制度を下回らない額とすること。
 - (2) 国の被災者生活再建支援制度について、半壊だけでなく準半壊、一部損壊を支給対象にすること、支給額を全壊500万円に引き上げることなどを国に働きかけること。
9. 災害救助法住宅応急修理について
 - (1) 国に修理の対象範囲の拡大、給付上限額の拡大を要望すること。
 - (2) 2015年関東・東北豪雨、2019年東日本台風の経験から、水害の住家被害は柱、床、床下等を乾燥させるのに期間を要し、また多数の被害が集中するため修理請負事業者が不足することが明らかになった。工事完了期間原則一か月を撤廃すること。工事完了後の申請を認めること。指定の業者に依頼できず、自分で修理した場合でも領収書を保管している場合など支給対象にすることなど、柔軟に運用すること。
 - (3) ホームページや広報、被災者への配布物等において、日常生活に支障がある場合は自宅で避難生活をおくる場合も対象になること、資力要件が緩和されたこと、自分で修理した場合も支払い前であれば支給対象になること、応急修理完了まで公営住宅等への一時的入居が可能であることなど具体的に周知すること。
10. 水害の住家被害認定について、水害の実態に応じ、床下浸水を準半壊、床上浸水以上を半壊、床上0.3メートル以上を大規模半壊とするなどの見直しを国に求めること。
- 11. コロナ対策と避難所の質の向上を図るため市町を支援し、財政支援すること。
 - (1) 避難所のあるべき環境をスフィア基準を参考に見直し、避難所の収容人数を感染症対策として十分な間隔をとれるよう見直し、民間のホテル、旅館、会館などを借りあげることも含め抜本的に増やすこと。
 - (2) 感染対策として効果的と指摘されるパーテーション、段ボールベッドは基準配備

すること。枕、マットレス等を備品として配布できるようにすること。冷暖房設備を備えること。トイレの洋式化をはかること。

(3) 乳幼児のいる世帯への配慮(ミルク、おむつ、アレルギー対応食、肌着等)、ジェンダー視点の配慮(プライバシー保護、生理用品、性犯罪防止対策等)、高齢者への配慮を重視した避難所運営を行い、そのための指導者を育成すること。特に女性の指導者育成・配置を支援すること。

(4) 福祉避難所を抜本的に増やし、事前に周知すること。高齢者や身体・精神障害児者、療養中の人、妊婦、乳幼児、持病のある人など気軽に利用できるようにすること。利用者に費用負担を求めないこと。

(5) 避難所の食事内容を改善し、温かい食事の提供に努めること。

- 1 2. 避難所の過密をさけるため、自宅等の在宅避難者を支援する体制、仕組みづくりを支援すること。安否確認や情報提供、水・食料・日用品・衛生用品・医薬品などの提供や、自力で支援物資を取りに行けない人への支援などをシステム化すること。

【6】教育の充実（教育委員会）

- 1. 国は2021年度から5年間かけて小学校35人学級化を開始する。本県では35人学級が小・中全学年で完了しているが、コロナ対策としてさらなる少人数学級が必要である。教職員削減計画を見直し、正規教職員を増員し、ただちに全学年で30人学級に移行させること。計画的に20人程度の学級にすること。

2. 国は2021年度から教育現場において1日8時間労働の原則を破り勤務時間を延長する「一年単位の変形労働時間制」を運用する方針だが、導入するかどうかは各都道府県、個々の学校の完全な選択制であり、県として導入しないこと。

3. 教員の多忙化解消

(1) 国・文科省に対し、教員一人あたりの授業コマ数を一日4コマまでに減らすこと、そのための教員定数増をはかるよう求めること。

(2) 学校全体の業務削減をはかること。県版学力テストの廃止、部活動の負担軽減などにとりくむこと。

4. 豊かで安全な学校給食

(1) 食育として教育の一環に位置づけられる学校給食の無償化を推進すること。無償化にとりくむ市町に県として財政支援すること。

(2) 食材の地産地消を推進し、補助制度を拡充すること。輸入小麦から発がん物質グリホサートが検出されており、パンの小麦は国産、県産を使用すること。

(3) 栄養教諭を増員し、全小中学校での食育の推進、食物アレルギー対応など食の安全・安心のための対応の充実がはかれるように配置すること。

(4) 自校方式で給食を提供する学校を増やすため市町を支援すること。

- 5. 県立高校において、教室の「密」を減少させるため30人学級に移行させること。

6. 県立高校再編計画において、4学級に満たない学校を特例校として統廃合の対象とす

の方針を見直すこと。県周縁部の高校は地域活性化の中軸であり、存続させるために教員加配など支援するとともに、地域との連携を図り部局横断的支援を行うこと。

7. 県立高校入学選抜において、定員割れの高校の再募集を行うこと。

8. 特別支援学校の環境と教育の充実

●(1)児童・生徒の増加への対応およびコロナ対策として教室を増やし、「密」を避け、障害の重度化重複化に対応できるよう教員を増員すること。

(2)国に学校設置基準の設置、学校建設への国の補助率を引き上げを求めること。

(3)特別支援学校を増やし、通学の負担をへらすこと。

(4)医療・福祉など専門機関とのネットワーク、巡回相談など地域全体の支援体制をつよめること。

9. 県立高校の体育館にエアコンを設置すること。

10. 小・中学校の体育館へのエアコン設置、トイレの洋式化を促進するため、国に学校施設環境改善交付金の増額、補助率引き上げを求めるとともに、県として補助すること。

11. 小中一貫化や義務教育学校設置を名目にした安易な小・中学校の統廃合は行わないよう市町を指導すること。

12. 国に大学進学者への給付型奨学金制度の抜本的拡充を求めること。また県独自の給付型奨学金制度を創設すること。

13. 教育委員会において、障害者雇用に努め、法定雇用率を上回る計画を策定すること。そのさい障害者差別の禁止、障害者への合理的配慮の提供を基本に据えること。

14. 要保護世帯に支給される就学支援制度の入学準備金について、全市町で入学前支給が実施されるように徹底すること。また準要保護世帯への支給は市町単独事業であるが、日光市や宇都宮市では小学校、中学校新入生とも入学前支給を実施している。教育委員会として全市町の状況を掌握し、入学前支給を行うよう市町に働きかけること。

15. 教職員の期末手当に成果主義を持ち込む勤勉手当を廃止すること。勤務評価を賃金にリンクさせないこと。非常勤教員と正規教員の同一労働同一賃金を実現すること。

16. 不登校の子どもの権利を尊重し、学校強制でない教育への権利、安心して休む権利、自分らしく生きられる権利などを保障する立場に立って以下の公的支援を強化すること。

(1)子どもと親とが安心して相談できる窓口を拡充する。

(2)子どもの居場所として、学校復帰を前提としない公的な施設を拡充する。

(3)学校以外のさまざまな学びの場（フリースクール、フリースペースなど）をきちんと認め、公的支援をおこない、学校と同等の支援をめざす。

(4)不登校の家庭の子育てを支えている親の会などへの公的支援をおこなう。

(5)学校をすべての子どもにとって「安心して休める学校」にし、子どもを緊張感から解放する。

17. 性的マイノリティの子どもへの配慮

- (1) 同性愛や性同一性障害などを含む性的マイノリティの子どもへの適切な配慮を求める国の通知も生かし、①制服・体操着など性別を問わない選択制とすること、②標準より長い髪型を認める（戸籍上男性）、③着替えの際に皆とは別に保健室の利用を認める、④修学旅行等宿泊を伴う行事での配慮を行う。
- (2) 全教職員を対象に性的指向、性自認への理解を促進する研修を実施すること。子どもたちの理解を進めるため、授業で取り扱いをすすめる。
18. 宇都宮市ほか県南、県北に公立夜間中学校を開設すること。市町教育委員会と協議・連携して取り組むこと。
19. 私学助成を拡充し、入学金、納付金も免除対象にすること。（経営管理部）
20. 全国で「ブラック校則」といわれる人権侵害やセクハラに等しいような校則の問題が顕在化している。県立高校の校則について、人権、多様性、ジェンダー平等の観点から、生徒の意見を反映させた自主的な点検・見直しを促進すること。

【7】くらしと雇用・中小企業支援

- 1. コロナ禍で疲弊した家計応援の効果期待される消費税の5%減税を国に要請すること。
- 2. 住宅や店舗のリフォームは、耐震化等の防災対策、バリアフリーやヒートショック対策など福祉と健康を守る対策、空き家・空き店舗によるまちづくりなど多面的な需要が見込まれ、中小企業の仕事を増やし地域経済を潤す効果が高い。経済活性化と県民の命と財産を守る事業と位置づけ、住宅や店舗リフォーム助成制度に取り組む市町を財政支援し、全市町でとりくめるようにすること。
- 3. 所得税法56条を改正し、家族従業者の働き分が正当に評価されるように税制改正を国に求めること。
- 4. パートタイム・有期雇用労働法において、不合理な待遇差の禁止や同一労働同一賃金の義務化が明記され新年度から中小企業に適用される。同一賃金や均等待遇を口実にした正規労働者の賃下げ・労働条件切り下げを許さず、社会全体の賃金や労働条件の底上げにつながるよう啓発に努めること。
- 5. 県および関係団体に任用・雇用される非正規労働者の労働条件改善に努めること。
- 6. 最低賃金の地域別ランクを廃止し全国一律にするよう国に求めるとともに、中小・零細企業の賃上げに対する支援策を講じるよう求めること。本県の最低賃金をただちに時給1,000円以上に引き上げ、1,500円を目指すこと。
- 7. 非正規から正社員への転換を促進する県計画を前倒しで進めること。
- 8. 公契約条例を制定し、公共事業の質を確保し建設労働者の賃上げを推進すること。
- 9. 県・関係機関の障害者雇用を促進し、障害者が働きやすい職場環境の改善、雇用率を引き上げる方針・計画を明確にすること。そのさい障害者差別の禁止、障害者への合理的配慮の提供を基本に据えること。

10. 外国人労働者、技能実習生、留学生について

- (1) 出入国管理法の改正による外国人労働者の急増に対し、居住自治体、就労実態、出身国および日本語理解の状況など詳細な実態把握に努め、かみ合った支援策を講じること。
- (2) 労働局や関係団体と連携し、外国人労働者・技能実習生に対する法令違反や不当な権利抑制などが行われていないか実態調査を行うこと。
- (3) 外国人労働者が人間らしく働き、住民生活が送れるよう就労、子どもの教育、医療等のワンストップ相談窓口を設置すること。

【8】農業・農村の振興

- 1. コロナ禍の米価暴落からコメ農家を守るために以下の対策を国に求めること。
 - (1) 主な生産物に家族労働費を含む生産費を基準にした価格と市場価格との差額を補填する「不足払い」制度を実現すること。
 - (2) 過剰対策として、需要減に見合った輸入コントロールを行うこと、需要減分を国が買い入れ、備蓄や生活困窮者支援、海外援助米として活用すること。
- 2. 鳥インフルエンザの養鶏場での発生に備え、国に対して、発生農家への殺処分手当・特別手当金は逸失利益を含め補償するよう求めること。防疫作業にあたる自治体や農協の職員へのメンタルヘルスを含めた体調管理のための助言・指導、作業に見合う手当の支給等に必要な予算措置を求めること。
- 3. 家畜伝染病豚コレラの感染を防ぐため、ワクチン接種、野生イノシシへの経口ワクチン投与、農場への接近を防ぐ防護策の設置などあらゆる手立てを講じること。養豚農家への衛生管理指導等に従事する家畜防疫員や獣医師の増員等、体制強化をはかること。
- 4. 「農業者戸別所得補償制度」の復活またはコメの生産価格を支える新制度創設を国に求めるとともに、県独自の所得補償対策を講じること。農畜産物の価格保障を行うこと。
- 5. 地産地消を推奨し、県産農産物の消費拡大の取り組みを強化すること。朝市、直売所、地元食材活用の加工・販売事業所への支援、教育・福祉施設や企業の給食などへの活用を支援する制度を創設すること。
- 6. 学校給食の食材への県産農畜産物の利用拡大をはかるため、地場産食材の活用率60%を目標とし、とちぎ地産地消推進事業費等の補助金を大幅に増額すること。
- 7. 「主要農作物種子法」廃止によるコメ・麦・大豆などの公共品種を守る新しい法律の制定を国に求めること。
- 8. コメ、麦、大豆の種子の安定的な生産・供給に県が責任をもってとりくみ、十分な予算措置を行うこと。種苗の生産供給にかかわる県の指導・助言を後退させず、そのための人員確保と人材育成に努めること。原種、原原種の生産は県の責任で行い民間事業者への指定はしないこと。原種農場の予算と体制を維持すること。
- 9. 農業試験場はじめ研究機関の予算を増やし、奨励品種の選定、新品種の開発・保管、

病虫害対策等の研究を強化すること。

10. 農業次世代人材投資資金制度の対象年齢の引き上げ、支援額の引き上げ、支援期間の延長などを国に求め、県として新規就農する青年への支援策を拡充すること。
11. 持続可能な農業の発展に適した担い手である小規模家族農業を支援し、2028年までの国連「家族農業の10年」決議に呼応した家族農業推進の施策を実施すること。
12. 日米物品貿易協定は、実質的に自由貿易協定であり、県農業への打撃は深刻である。影響を調査し公表すること。
13. 日英 EPA の栃木県農業に及ぼす影響は甚大であり、日英 EPA が発効された場合のマイナス影響試算額を明らかにすること。

【9】 環境・原発・廃棄物対策

1. 日本原子力発電株式会社東海第2発電所は、40年が経過した老朽原発の再稼働をめざしている。本県との県境から32キロの至近距離にあり、過酷事故が起きれば、県民のくらしと健康、営業が根底から脅かされる懸念がある。県民の安全を守る責務を負う県として、再稼働せず廃炉にするよう日本原電に要請すること。
2. 東京電力（株）は福島第一原発事故が収束せず、事故原因・教訓が明らかになっていないにもかかわらず、柏崎刈羽原発の再稼働をめざしている。再稼働に反対すること。
3. 原発ゼロをめざし、再生可能エネルギーへの転換を国に求めるとともに、県としても再生可能エネルギー導入を推進すること。
4. 塩谷町への放射性指定廃棄物処分場選定を白紙撤回するよう国に求めること。特措法の見直しを国に求め、8,000 ベクレル/kg以下の廃棄物も国の責任で保管・処理すること。
5. 環境省が進める農家保管の放射性指定廃棄物の集約・減容化方針について、県民・住民に周知し、集約の場所や減容化の方法など、住民参加のオープンな意見交換の場を設け、要望に基づいた対応を国に求めること。
6. 農畜産物、学校給食等の放射性物質濃度測定を継続すること。
7. 原発事故によるこどもの健康への影響を県として調査し、こどもの甲状腺検査を行う自治体への財政的支援を行うこと。
8. 「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」を見直し、最終処分場の設置等に際して協議が必要とされる関係自治体の範囲の拡大、立地基準の距離制限の拡大をはかること。また工業団地も対象とすること。
9. 日光市・鹿沼市の横根高原や那須町御用邸下など大規模太陽光発電施設計画は、自然環境破壊や災害誘発の危険、景観破壊などが懸念され住民の反対の声が上がっている。自然環境、生活環境への影響が懸念される場所への立地や規模を規制する条例を制定すること。
10. 住民合意のないエコグリーンとちぎ（馬頭最終処分場）の建設を中止すること。住

民が反対する県外廃棄物、放射性廃棄物を持ち込まないこと。設計・建設・運営・管理のあらゆる段階で情報公開を徹底すること。

- 1 1. 森林環境譲与税との二重課税となる県独自の目的税「とちぎの元気な森づくり県民税」は廃止、または減額すること。
- 1 2. 気候変動の抑制・是正を推進するため、栃木県の2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする実効ある計画を策定すること。

【10】公共事業のあり方を見直し、災害に強い県に

1. 公共事業のあり方を見直し、大型開発事業を削減し、防災・老朽化対策優先、生活密着事業中心に切り替えること。
2. 県施設のブロック塀倒壊対策を急ぐとともに、民間・民家のブロック塀倒壊対策を助成する制度を実施している市町への財政支援制度を創設すること。
3. 教育・福祉施設、公民館等の耐震化を支援すること。
4. 崖崩れ危険箇所の点検・改修を前倒しで実施すること。
5. 流域治水と河川整備計画について
 - (1) 台風第19号の降水量または過去最大の降水量をベースにした河川整備計画の策定または見直しをはかること。
 - (2) 流域治水の観点で治水対策を見直し、まちづくりと一体で推進するため、流域治水条例を制定すること。
6. 田川の洪水防止・治水対策について、「床上浸水」させない対策にとどまらず、抜本的な対策を講じること。
7. 姿川の河川整備計画を前倒しで推進すること。
8. 地方バス路線、第三セクター鉄道など、県民の足となっている公共交通を維持するため、県として補助額を増やし、市町を支援すること。
9. コリドール構想を見直し、地域高規格道路の常総・宇都宮東部連絡道路の整備・延伸計画を見直し・中止すること。
10. 思川開発南摩ダムは利水・治水ともに必要のないダムであり、事業から撤退し、国に建設中止を求めること。
11. 県営集宅について
 - (1) 老朽化した県営住宅の耐震化・老朽化対策を前倒しで進めること。宝木県営住宅、若草県営住宅の建て替えを急ぐこと。
 - (2) 県営住宅の入居基準を見直し、空き室の多い団地では若年単身者、UIJターンの若者なども入居できるようにすること。保証人をつける要件を廃止すること。
 - (3) 高齢世帯、単身世帯が多く居住する県営住宅の公園、駐車場等の清掃、草刈りなどは、県または指定管理事業者が責任を持って実施すること。
12. 宇都宮市・芳賀町のLRT整備事業は、路線、安全性、運営方式、費用などの点においても県民・市民合意が得られているとは言いがたく、着工後も工事中止を求める声

が寄せられている。財政支援方針を見直し、予算計上しないこと。

1 3. 県管理道路、県有施設等の除草作業において、グリホサート、グリホシネートを含む農薬等の薬剤を使用しないこと。

1 4. 生活道路である県道の補修や自転車専用レーンの整備を急ぐこと。

【1 1】ひらかれた県政・議会・財政運営

1. 個人情報情報の漏洩が懸念されるマイナンバーの県事務への活用範囲拡大をやめ、県民、職員にマイナンバーカードの取得を推奨・強要しないこと。
2. 県各部局、教育委員会等においても情報公開につとめ、開かれた県政にすること。
3. 県の役割を後退させる行財政改革を見直し、出先機関の行き過ぎた統廃合をやめること。行政需要に的確に対応し、業務の質を確保するため正規職員の削減は行わないこと。
4. 公務の民営化・市場化につながる公共施設へのPFI導入、指定管理制度の導入を見直し、公共性の強い事業は県直営にすること。
5. 公共サービスの質を確保するため、業務の民間委託を行わないこと。
6. 予算編成段階での情報公開を行い、県民に開かれたわかりやすい予算編成にすること。
7. 二元代表制を尊重し、次期総合計画は議会の議決により決定すること。
8. 自動車税等県税の徴収にあたっては納税者の権利を保障し、行き過ぎた督促、滞納処分が行われることのないようにすること。
9. 議会予算のあり方を見直し、政務活動費の削減と透明化、公務諸費の廃止、公費による海外行政視察の中止などを県議会に要請すること。議員報酬、期末手当を減額すること。

【1 2】憲法と平和に関する要望

1. 菅政権と政権与党が推進する改憲は、国の問題であるとともに地方自治体のあり方を左右する大問題であり、9条改憲には多くの国民・県民が反対している。知事として憲法第99条を遵守する立場から改憲に反対の立場を表明するとともに、憲法を生かした県政運営につとめること。
2. 集団的自衛権行使容認の2014年7月の閣議決定の撤回ならびに安保法制の廃止を求めること。
3. 米軍横田基地にCV22オスプレイ機が配備され、陸上自衛隊木更津駐屯地にはV22オスプレイ機が配備され、県内上空での飛行訓練が常態化している。オスプレイやC130輸送機等の栃木県空域での訓練の中止、自衛隊北宇都宮駐屯地への飛来・立ち寄り等に反対すること。北関東整備局を通じて栃木県空域を通過する訓練日程を掌握し、県民に公開すること。
4. 防衛省・陸上自衛隊に県内公道や市街地など演習場以外の場所での訓練を行わないよう求めること。

5. 宇都宮駐屯地ならびに北宇都宮駐屯地強化、海外派兵に反対すること。航空学校の飛
訓練等について、深夜・早朝、保育所・学校等周辺での飛行を行わないよう求めること。
6. 沖縄県が反対している名護市の米軍新基地建設強行は、民意と地方自治を踏みにじる
行為であり、反対すること。
7. 全国知事会は「日米地位協定の抜本的見直し」の提言を国に提出したが、実現に向け
て、国に積極的に働きかけること。
8. 2021年1月22日に発効する「核兵器禁止条約」に参加・批准するよう政府に求
めること。
9. 栃木県として非核平和県宣言を行うこと。
10. 日本非核宣言自治体協議会は、核兵器のない平和な自然環境を大切にする願いをこ
めて、被爆アオギリ二世（広島）、被爆クスノキ二世（長崎）の苗木を配布し育成する
運動を推奨している。県庁広場や県総合運動公園等に植樹すること。

以上